

仙台市議会災害対策会議設置要綱

(平成25年2月12日議長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、次の場合に災害対策会議を設置することができる。

- (1) 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき
- (2) 宮城県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき
- (3) 市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき
- (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき（(3)の場合を除く）
- (5) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき
- (6) その他議長が必要と認めるとき

2 議長は、災害対策会議を設置した場合、市長に通知するものとする。

3 議長に事故等がある場合は、副議長がこれを設置することができる。

(組織)

第3条 災害対策会議は議長、副議長、各派代表者をもって組織する。

2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときはその職務を代理する。

4 議長は、必要と認める場合、その他の議員の参加を求めることができる。

(所掌事務)

第4条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 被災情報を収集・整理し、仙台市災害対策本部（以下「市本部」という。）へ提供を行うこと
- (2) 市本部から災害情報の報告を受け、議員へ情報提供を行うこと
- (3) 市からの依頼事項についての対応に関すること
- (4) 市本部へ要望及び提言を行うこと

- (5) 国、県、関係機関等に対し、要望活動を行うこと
- (6) その他、議長が必要と認める事項に関すること

(議会事務局の役割)

第5条 議会事務局は、議長の命を受け、災害対策会議の事務を補佐する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年2月12日から実施する。

附 則 (平成25年4月1日改正)

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則 (平成25年9月3日改正)

この要綱は、平成25年9月3日から実施する。

附 則 (平成26年4月1日改正)

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。